

# 4月定例教育委員会

## 資料報告

資料配布での報告とさせていただきます。  
御質問があれば、御連絡ください。

### 資料報告一覧

- ・「公益信託に関する法律」の改正に伴う長崎県教育委員会規則の改廃について（教育政策課）  
..... 1
- ・長崎県教育委員会特定事業主行動計画の改訂について（教育政策課）  
..... 6
- ・令和8年度 文化活動推進校指定について（学芸文化課）  
..... 7
- ・令和7年度全国高等学校春の選抜大会の結果について（体育保健課）  
..... 9
- ・令和8年度ジュニアスポーツ推進事業に係る強化校等の指定について（体育保健課）  
..... 1 1



<p>件 名</p>	<p>「公益信託に関する法律」の改正に伴う長崎県教育委員会規則の改廃について</p>												
<p>概 要</p>	<p><b>1．改廃の理由</b>          令和6年5月22日に公布された新公益信託法（ 1 ）では主務官庁の許可制が廃止され、行政庁による認可制度になった。          同法の制定によって、改正前の法律（ 2 ）に基づき制定されていた政令（ 3 ）が廃止されたため、この政令に基づき制定されていた教育委員会規則の廃止及び関係規則の一部を改正したものである。</p> <p>1 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）          2 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）          3 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）</p> <p><b>2．改廃した内容</b>          長崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止した。          また、長崎県教育庁組織規則第5条11号の「教育に関する公益・一般法人及び公益信託に関すること。」から「及び公益信託」を削除する改定を行った。（別紙1参照）</p> <table border="1" data-bbox="312 1077 1361 1451"> <caption>「長崎県教育庁組織規則」の一部を改正（新旧対照表）</caption> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(分掌)</td> <td>(分掌)</td> </tr> <tr> <td>第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</td> <td>第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>(1)～(10) 略</td> <td>(1)～(10) 略</td> </tr> <tr> <td>(11) 教育に関する公益・一般法人に関すること。</td> <td>(11) 教育に関する公益・一般法人及び公益信託に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(12)～(23) 略</td> <td>(12)～(23) 略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3．改廃による影響</b>          これまでに本県における公益信託の許可事例はないが、法改正に伴い、総務文書課が所管課となるため、教育委員会が公益信託に係る事務を行うことはなくなる。</p> <p><b>4．施行日</b>          令和8年4月1日</p> <p>（参考資料）          参考1：公益信託制度の変遷          参考2：公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（抜粋）          参考3：長崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜粋）</p>	改正後	改正前	(分掌)	(分掌)	第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。	(1)～(10) 略	(1)～(10) 略	(11) 教育に関する公益・一般法人に関すること。	(11) 教育に関する公益・一般法人及び公益信託に関すること。	(12)～(23) 略	(12)～(23) 略
改正後	改正前												
(分掌)	(分掌)												
第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。												
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略												
(11) 教育に関する公益・一般法人に関すること。	(11) 教育に関する公益・一般法人及び公益信託に関すること。												
(12)～(23) 略	(12)～(23) 略												

# 別紙 1

「長崎県教育庁組織規則」の一部を改正（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(分掌)</p> <p>第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育に関する公益・一般法人に関すること。</p> <p>(12)～(23) 略</p>	<p>(分掌)</p> <p>第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育に関する公益・一般法人及び公益信託に関すること。</p> <p>(12)～(23) 略</p>

# 公益信託制度の変遷

参考 1

年代

明治  
(1868~1912)

大正  
(1912~1926)

昭和  
(1926~1989)

平成  
(1989~2019)

令和  
(2019~)

大正11年  
(1922)

昭和52年  
(1977)

平成18年  
(2006)

平成31年  
(2019)

令和4年  
(2022)

令和6年  
(2024)

約100年の時を経て初めての大改正へ

法制化

1号  
案件

信託法  
改正

要綱

有識者  
会議

新法  
制定

旧信託法の一部として**公益信託制度**を制定、主務官庁の**許可制**が規定される

「公益信託 今井記念海外協力基金」他1件の誕生

信託法の全面見直し ⇒ **公益信託の** 実質見直しはなし

法制審議会において「公益信託法の見直しに関する要綱案」答申

内閣府の**有識者会議** ※において公益信託についても議論

**新公益信託法**成立 行政庁による**認可制**度へ

公益法人制度

明治31年  
(1898)

法制化

平成18年  
(2006)

公益三法  
成立

改正の方向性  
・公益法人制度と一元化  
・共通の枠組で認可・監督

令和4年  
(2022)

有識者  
会議

令和6年  
(2024)

法改正

主務官庁の設立**許可制**

行政改革の一環で行政庁による**認定制度**へ

**新しい資本主義**

## 平成四年政令第百六十二号

### 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（抜粋）

内閣は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事等による事務の処理）

第一条 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるもの（次項に掲げるもの及び別表第一主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益信託であつてそれぞれその目的が同表事項欄に定める事項に該当するものを除く。）に対する同法第二条から第九条までに規定する主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務（同法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、都道府県の知事が管理し、及び執行している事務を除く。）に関連する事項を目的とする公益信託であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるものに対する文部科学大臣の前項に規定する権限に属する事務は、当該都道府県の教育委員会が行う。

長崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜粋）

平成19年 9月28日

長崎県教育委員会規則第14号

長崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

長崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

長崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成2年長崎県教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）（以下「法」という。）第1条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督について、必要な事項を定めるものとする。

（引受けの許可の申請）

第2条 法第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- （1） 設定趣意書
- （2） 信託行為の内容を示す書類
- （3） 委託者となるべき者の履歴書
- （4） 受託者となるべき者の履歴書
- （5） 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- （6） 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- （7） 財産目録
- （8） 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- （9） 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算書
- （10） その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 略

<p>件 名</p>	<p>長崎県教育委員会特定事業主行動計画の改訂について</p>																								
<p>概 要</p>	<p><b>1．現計画について</b></p> <p>平成15年7月に次世代育成支援対策推進法、平成27年8月に女性活躍推進法が制定され、国や地方自治体、民間事業主に、事業主行動計画の策定が義務付けられており、両法律にかかる事業主行動計画策定指針の内容（数値目標の区分設定等）を踏まえ、平成28年度に「長崎県教育委員会特定事業主行動計画～女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のために～」を策定、令和2年度に一部改訂を行っている。</p> <p>計画期間：5年間（令和2年度～令和7年度）</p> <p>(1) 女性教職員の活躍推進 女性教職員の採用拡大 女性教職員の計画的育成やキャリア形成支援によるさらなる登用</p> <p>(2) 家庭と仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進） 長時間勤務の是正をはじめとする働き方改革 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備</p> <p>(3) 子育て活動支援のための環境整備</p> <p><b>2．計画の改訂について</b></p> <p>現計画が今年度で終了することから、令和6～7年に改正された女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画策定指針の改正内容を踏まえ計画を改訂。 次期計画：5年間（令和8年度～令和12年度）</p> <p><b>&lt; 数値目標について &gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="335 1601 1404 1982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現計画目標</th> <th>実績値（最新）</th> <th>【新】目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理職に占める女性の割合</td> <td>16% (R7)</td> <td>17.6% (R7)</td> <td>22.5% (R12)</td> </tr> <tr> <td>② 年次休暇の平均取得日数</td> <td>15日 (R7)</td> <td>17.1日 (R6)</td> <td>15日 (R12)</td> </tr> <tr> <td>③ 超過勤務が月45時間を超える教職員の割合</td> <td>0% (R7)</td> <td>13.9% (R6)</td> <td>0% (R12)</td> </tr> <tr> <td>④ 男性の育児休業取得率</td> <td>50% (R7)</td> <td>28.7% (R6)</td> <td>85% (R12)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 男性教職員の出産補助休暇・育児参加のための休暇取得率</td> <td>100% (R7)</td> <td>36.4% (R6)</td> <td>100% (R12)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現計画目標	実績値（最新）	【新】目標値	① 管理職に占める女性の割合	16% (R7)	17.6% (R7)	22.5% (R12)	② 年次休暇の平均取得日数	15日 (R7)	17.1日 (R6)	15日 (R12)	③ 超過勤務が月45時間を超える教職員の割合	0% (R7)	13.9% (R6)	0% (R12)	④ 男性の育児休業取得率	50% (R7)	28.7% (R6)	85% (R12)	⑤ 男性教職員の出産補助休暇・育児参加のための休暇取得率	100% (R7)	36.4% (R6)	100% (R12)
項目	現計画目標	実績値（最新）	【新】目標値																						
① 管理職に占める女性の割合	16% (R7)	17.6% (R7)	22.5% (R12)																						
② 年次休暇の平均取得日数	15日 (R7)	17.1日 (R6)	15日 (R12)																						
③ 超過勤務が月45時間を超える教職員の割合	0% (R7)	13.9% (R6)	0% (R12)																						
④ 男性の育児休業取得率	50% (R7)	28.7% (R6)	85% (R12)																						
⑤ 男性教職員の出産補助休暇・育児参加のための休暇取得率	100% (R7)	36.4% (R6)	100% (R12)																						

件名	令和8年度 文化活動推進校指定について
概要	<p>1 指定の目的            全国レベルで活躍する部活動や地域の文化活動の活性化に貢献できる部活動の育成を目指すとともに、本県中・高校生のさらなる文化力の育成とすそ野の拡大を図るため、積極的な文化活動が期待できる部活動等を文化活動推進校に指定し、その活動への補助金を支給する。</p> <p>2 令和8年度指定校数（指定校一覧は別紙のとおり）            中学校 23校26クラブ            高等学校 15校21クラブ</p> <p>3 指定基準            (1) 中学校            【強化部門】(補助金上限20万円)            ・全国大会出場や九州大会上位入賞などの実績を有する部活動等            【育成部門】(補助金上限10万円)            ・市町教育委員会又は長崎県中学校文化連盟において、特に継続的な育成を図る部活動等            ・特別支援学校において、積極的に活動している部活動等            ・地域に根ざした活動において重要な役割を担い、積極的な活動を継続している部活動等            ・支援により、該当部活動等に取り組む生徒数の増加や文化力の向上が見込まれる部活動等</p> <p>(2) 高等学校(補助金上限40万円)            ・全国大会出場、九州大会上位等のめざましい実績を上げている部活動等</p> <p>4 指定手順            各市町教育委員会、長崎県中学校文化連盟及び長崎県高等学校文化連盟の推薦を受け、県教育委員会事務局において決定。</p>

# 令和8年度 長崎県中学校・高等学校文化活動推進校

【中学校】... 23校26クラブ

【高等学校】... 15校21クラブ

## <強化指定校> 11校13クラブ

分野	学校名
吹奏楽・ マーチング	1 長崎市立山里中学校
	2 長崎大学教育学部附属中学校
	3 雲仙市立小浜中学校
	4 波佐見町立波佐見中学校
	5 川棚町立川棚中学校
	6 東彼杵町立東彼杵中学校
	7 大村市立桜が原中学校
合唱	8 諫早市立諫早中学校
	9 長崎大学教育学部附属中学校
技術工作	10 佐世保市立宮中学校
	11 五島市立三井楽中学校
	12 五島市立岐宿中学校
	13 波佐見町立波佐見中学校

専門部	学校名
吹奏楽	1 活水高等学校
	2 創成館高等学校
	3 鎮西学院高等学校
マーチングバンド・パトントワリング	4 長崎日本大学高等学校
	5 西陵高等学校
書道	6 西海学園高等学校
写真	7 佐世保西高等学校
合唱	8 佐世保西高等学校
	9 清峰高等学校
放送	10 長崎北陽台高等学校
	11 五島高等学校
	12 諫早高等学校
	13 長崎北高等学校
演劇	14 長崎日本大学高等学校
新聞	15 長崎南高等学校
	16 長崎日本大学高等学校
	17 西陵高等学校
自然科学	18 長崎北陽台高等学校
郷土芸能	19 瓊浦高等学校
日本音楽	20 佐世保南高等学校
百人一首かるた	21 五島高等学校

## <育成指定校> 13校13クラブ

分野	学校名
吹奏楽・ マーチング	1 諫早市立諫早中学校
	2 大村市立西大村中学校
	3 大村市立郡中学校
	4 大村市立大村中学校
	5 壱岐市立郷ノ浦中学校
	6 長与町立長与中学校
	7 長与町立高田学園
	8 時津町立時津中学校
箏	9 諫早市立高来中学校
技術工作	10 長崎市立日吉中学校
演劇	11 佐世保市立早岐中学校
ダンス	12 長崎日本大学中学校
特別支援	13 長崎県立ろう学校中学部

件 名	令和7年度全国高等学校春の選抜大会の結果について																																								
概 要	<p>1. 大会結果</p> <p>・別紙一覧のとおり</p> <p>【本県勢の8位以内入賞者数】 ( )内はR6年度実績</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="4">団 体</td> </tr> <tr> <td>優 勝</td> <td>0</td> <td>( 1 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準優勝</td> <td>0</td> <td>( 0 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 位</td> <td>3</td> <td>( 2 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 ~ 8 位</td> <td>3</td> <td>( 1 )</td> <td>計 6 ( 4 )</td> </tr> <tr> <td colspan="4">個 人</td> </tr> <tr> <td>優 勝</td> <td>3</td> <td>( 1 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準優勝</td> <td>0</td> <td>( 0 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 位</td> <td>3</td> <td>( 5 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 ~ 8 位</td> <td>7</td> <td>( 9 )</td> <td>計 13 ( 15 )</td> </tr> </table>	団 体				優 勝	0	( 1 )		準優勝	0	( 0 )		3 位	3	( 2 )		4 ~ 8 位	3	( 1 )	計 6 ( 4 )	個 人				優 勝	3	( 1 )		準優勝	0	( 0 )		3 位	3	( 5 )		4 ~ 8 位	7	( 9 )	計 13 ( 15 )
団 体																																									
優 勝	0	( 1 )																																							
準優勝	0	( 0 )																																							
3 位	3	( 2 )																																							
4 ~ 8 位	3	( 1 )	計 6 ( 4 )																																						
個 人																																									
優 勝	3	( 1 )																																							
準優勝	0	( 0 )																																							
3 位	3	( 5 )																																							
4 ~ 8 位	7	( 9 )	計 13 ( 15 )																																						

令和7年度全国高等学校春の選抜大会 入賞一覧（長崎県関係：ベスト8以上）

学年は新学年

順位	団 体					数	個 人										総数
	競技名	性別	種別	学 校 名	備考		競技名	性別	種目（種別）	氏 名	学年	学校名	記録	備考	数		
優勝						0 ( 1 )	なぎなた	男	男子個人	田川優心	3	松浦			3 ( 1 ) ( 2 )		
							ライフル射撃	女	BP立射60	松尾時乃葉	3	長崎南	229.1				
							ウエイトリフティング	女	77kg超級	森七菜実	3	西彼農業	174kg s73/cj101				
2位						0 ( 0 )								0 ( 0 ) ( 0 )			
3位	ハンドボール	男		瓊浦		3 ( 2 )	バドミントン	男	個人ダブルス	横田寛人 井上莉桜	3 3	瓊浦			3 ( 5 ) ( 7 )		
	剣道	男		長崎南山			バドミントン	男	個人シングルス	増田大輝	3	瓊浦					
	フェンシング	女	サーブル	諫早			自転車	女	スプリント	堤ひなた	2	鹿町工業					
4位						0 ( 0 )								0 ( 1 ) ( 1 )			
5位（ベスト8）	ソフトボール	男		大村工業		3 ( 1 )	バドミントン	男	個人ダブルス	増田大輝 齊藤優楽	3 3	瓊浦			4 ( 4 ) ( 5 )		
	フェンシング	女	フルーレ	諫早			柔道	男	66kg級	平井隆輝	2	長崎日大					
	なぎなた	女	女子団体	松浦			ウエイトリフティング	男	60kg級	早田蓮太郎	3	諫早農業	199kg s90/cj109				
							柔道	女	63kg級	深江礼華	3	長崎明誠					
6位						ウエイトリフティング	男	60kg級	藤井遥斗	3	西彼農業	198kg s90/cj108		1 ( 2 ) ( 2 )			
7位						0 ( 0 )								0 ( 1 ) ( 1 )			
8位						0 ( 0 )	ローイング	女	シングルスカル	稲田沙久良	3	大村城南			2 ( 1 ) ( 1 )		
							ローイング	女	ダブルスカル	眞崎那雪 泓佳音	3 3	大村					
入賞数計						6 ( 4 )	入賞数計								13 ( 15 ) ( 19 )		
※ ( ) の数値は昨年度のもの																	

<p>件 名</p>	<p>令和 8 年度ジュニアスポーツ推進事業に係る強化校等の指定について</p>
<p>概 要</p>	<p>1 事業内容</p> <p>( 1 ) 高等学校          国民スポーツ大会や全国大会等で活躍が期待できる競技について          国スポ強化校・強化校・支援校・強化推進団体を指定し、遠征費、合          宿費等を助成する。</p> <p>( 2 ) 中学校          中学校体育連盟専門部を指定し、各専門部が行う強化事業への助成          を行う。</p> <p>2 指定区分</p> <p>( 1 ) 高等学校 国スポ強化校、強化校、支援校、強化推進団体</p> <p>( 2 ) 中学校 県中学校体育連盟専門部</p> <p>3 指定校等 別紙 「強化校等一覧表」のとおり</p> <p>( 1 ) 高等学校          団 体          国スポ強化校 延べ 7 校( 7 競技 ) 昨年度 1 0 校( 8 競技 )          強化校 延べ 6 5 校( 3 3 競技 ) 昨年度 7 8 校( 3 4 競技 )          支援校 1 校( 3 競技 ) 昨年度 1 校( 3 競技 )          強化推進団体          県高等学校野球連盟( 硬式野球・軟式野球 )</p> <p>( 2 ) 中学校          県中学校体育連盟推進専門部 1 9 専門部          昨年度( 1 9 専門部 )</p>

(別紙)

## 令和8年度 ジュニアスポーツ推進事業 強化校等一覧表【競技別】

## 1 高等学校

## (1) 強化校 【33競技 のべ65校】

N0	強化校	競技名	性別	学校名
1	強化校	陸上競技(駅伝)	男	鎮西学院高等学校
2	強化校		女	県立諫早高等学校
3	強化校	ソフトテニス	男	長崎南山高等学校
4	強化校		女	市立長崎商業高等学校
5	強化校	バレーボール	男	県立大村工業高等学校
6	強化校		女	聖和女子学院高等学校
7	強化校	バスケットボール	男	県立長崎工業高等学校
8	強化校		女	鶴鳴高等学校
9	強化校	卓球	男	鎮西学院高等学校
10	強化校		女	鎮西学院高等学校
11	強化校	体操	男	県立大村工業高等学校
12	強化校		女	聖和女子学院高等学校
13	強化校	新体操	女	鶴鳴高等学校
14	強化校	相撲	男	県立諫早農業高等学校
15	強化校	弓道	男	海星高等学校
16	強化校		女	県立島原高等学校
17	強化校	剣道	男	長崎南山高等学校
18	強化校		男	県立島原高等学校
19	強化校		女	県立長崎東高等学校
20	強化校		女	県立島原高等学校
21	強化校	柔道	男	長崎日本大学高等学校
22	強化校		女	県立長崎明誠高等学校
23	強化校	サッカー	男	県立国見高等学校
24	強化校		女	鎮西学院高等学校
25	強化校	ラグビー	男	県立長崎北陽台高等学校
26	国スポ強化校	ソフトボール	男	県立大村工業高等学校
27	強化校		男	県立島原工業高等学校
28	国スポ強化校		女	市立長崎商業高等学校
29	国スポ強化校	バドミントン	男	瓊浦高等学校
30	強化校		女	向陽高等学校
31	国スポ強化校		女	県立諫早商業高等学校
32	強化校	登山(縦走)	男女	県立長崎北陽台高等学校
33	強化校		男女	県立大村工業高等学校
34	強化校	(クライミング)	男女	県立大村高等学校

N0	強化校	競技名	性別	学校名
35	強化校	ハンドボール	男	瓊浦高等学校
36	強化校		女	瓊浦高等学校
37	強化校	ホッケー	男	県立川棚高等学校
38	強化校		女	県立川棚高等学校
39	国スポ強化校	レスリング	男女	県立島原高等学校
40	強化校		男女	県立島原工業高等学校
41	強化校	ボクシング	男	瓊浦高等学校
42	国スポ強化校	ウエイトリフティング	男女	県立諫早農業高等学校
43	強化校		男女	県立西彼農業高等学校
44	強化校	テニス	男	海星高等学校
45	強化校		女	県立長崎東高等学校
46	強化校	フェンシング	男女	県立諫早高等学校
47	強化校		男女	県立諫早商業高等学校
48	強化校	ヨット	男女	県立長崎工業高等学校
49	強化校	ローイング	男女	県立大村高等学校
50	強化校		男女	県立長崎明誠高等学校
51	強化校		男女	県立大村城南高等学校
52	強化校	ライフル射撃	男女	県立長崎北高等学校
53	強化校		男女	県立長崎東高等学校
54	強化校	水泳(水球)	男	県立長崎工業高等学校
55	強化校	空手道	男	九州文化学園高等学校
56	強化校		女	長崎日本大学高等学校
57	強化校	アーチェリー	男女	県立大村工業高等学校
58	強化校		男女	県立佐世保商業高等学校
59	国スポ強化校	カヌー	男女	県立西陵高等学校
60	強化校		男女	県立長崎鶴洋高等学校
61	強化校		男女	県立長崎西高等学校
62	強化校	自転車	男女	県立鹿町工業高等学校
63	強化校	なぎなた	女	県立松浦高等学校
64	強化校	馬術	男女	県立諫早農業高等学校
65	強化校	ゴルフ	男女	長崎日本大学高等学校

(2) 国スポ強化校 【5競技 のべ7校】

NO		性別	学校名
1	ソフトボール	男	県立大村工業高等学校
2		女	市立長崎商業高等学校
3	バドミントン	男	瓊浦高等学校
4		女	県立諫早商業高等学校
5	レスリング	男女	県立島原高等高等学校
6	ウエイトリフティング	男女	県立諫早農業高等学校
7	カヌー	男女	県立西陵高等学校

(3) 支援校 (3競技 1校3部)

No.	競技名	性別	
1	陸上競技	男女	県立五島高等学校
2	剣道	男女	県立五島高等学校
3	柔道	男女	県立五島高等学校

(4) 強化推進団体 (1団体 2競技)

長崎県高等学校野球連盟 (硬式野球、軟式野球)

2 中学校

(1) 中学校体育連盟推進専門部 (19競技専門部)

- |            |              |          |
|------------|--------------|----------|
| ① 陸上競技     | ② 水泳競技       | 体操競技・新体操 |
| ④ バスケットボール | ⑤ バレーボール     | 卓球       |
| ⑦ ハンドボール   | ⑧ サッカー       | 軟式野球     |
| ⑩ 相撲       | ⑪ 柔道         | 剣道       |
| ⑬ ソフトテニス   | ⑭ バドミントン     | ソフトボール   |
| ⑯ 駅伝       | ⑰ ラグビーフットボール | 空手道      |
| ⑲ テニス      |              |          |

# 令和8年度 ジュニアスポーツ推進事業 強化校等一覧【学校別】

## 1 団体 【32校 65部（強化校58部・国スポ強化校7部）】

NO	学校名	指定	競技名	性別
1	県立長崎東高等学校	強化校	剣道	女
2		強化校	テニス	女
3		強化校	ライフル射撃	男女
4	県立長崎西高等学校	強化校	カヌー	男女
5	県立長崎北高等学校	強化校	ライフル射撃	男女
6	県立長崎北陽台高等学校	強化校	ラグビー	男
7		強化校	登山（縦走）	男女
8	県立島原高等学校	強化校	弓道	女
9		強化校	剣道	男
10		強化校	剣道	女
11		国スポ強化校	レスリング	男女
12	県立諫早高等学校	強化校	陸上競技（駅伝）	女
13		強化校	フェンシング	男女
14	県立西陵高等学校	国スポ強化校	カヌー	男女
15	県立大村高等学校	強化校	登山（クライミング）	男女
16		強化校	ローイング	男女
17	県立松浦高等学校	強化校	なぎなた	女
18	県立国見高等学校	強化校	サッカー	男
19	県立川棚高等学校	強化校	ホッケー	男
20		強化校	ホッケー	女
21	県立諫早農業高等学校	強化校	相撲	男
22		国スポ強化校	ウエイトリフティング	男女
23		強化校	馬術	男女
24	県立西彼農業高等学校	強化校	ウエイトリフティング	男女
25	県立長崎工業高等学校	強化校	バスケットボール	男
26		強化校	ヨット	男女
27		強化校	水泳（水球）	男
28	県立鹿町工業高等学校	強化校	自転車	男女
29	県立島原工業高等学校	強化校	ソフトボール	男
30		強化校	レスリング	男女
31	県立大村工業高等学校	強化校	バレーボール	男
32		強化校	体操	男
33		国スポ強化校	ソフトボール	男
34		強化校	登山（縦走）	男女
35		強化校	アーチェリー	男女
36	県立佐世保商業高等学校	強化校	アーチェリー	男女
37	県立諫早商業高等学校	国スポ強化校	バドミントン	女
38		強化校	フェンシング	男女
39	県立長崎鶴洋高等学校	強化校	カヌー	男女
40	県立長崎明誠高等学校	強化校	柔道	女
41		強化校	ローイング	男女
42	県立大村城南高等学校	強化校	ローイング	男女
43	市立長崎商業高等学校	強化校	ソフトテニス	女
44		国スポ強化校	ソフトボール	女

NO	学校名	指定	競技名	性別
45	海星高等学校	強化校	弓道	男
46		強化校	テニス	男
47	長崎南山高等学校	強化校	ソフトテニス	男
48		強化校	剣道	男
49	鶴鳴高等学校	強化校	バスケットボール	女
50		強化校	新体操	女
51	瓊浦高等学校	国スポ強化校	バドミントン	男
52		強化校	ハンドボール	男
53		強化校	ハンドボール	女
54		強化校	ボクシング	男
55	聖和女子学院高等学校	強化校	バレーボール	女
56		強化校	体操	女
57	九州文化学園高等学校	強化校	空手道	男
58	鎮西学院高等学校	強化校	卓球	男
59		強化校	卓球	女
60		強化校	サッカー	女
61		強化校	陸上競技（駅伝）	男
62	長崎日本大学高等学校	強化校	柔道	男
63		強化校	空手道	女
64		強化校	ゴルフ	男女
65	向陽高等学校	強化校	バドミントン	女

※学校番号順で表示



# 長崎県教育委員会 特定事業主行動計画

～ 女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のために～



平成28年4月 策定

令和3年3月 改訂

令和6年3月 改訂

令和8年3月 改訂

長崎県教育委員会

# 目 次

	頁
<b>総論</b>	
1．はじめに	1
2．計画期間等	2
3．計画の構成	3
4．計画の策定にあたって	3
<b>具体的な内容</b>	
1．女性教職員の活躍推進	
(1) 女性教職員の採用	4
(2) 女性教職員の計画的育成やキャリア形成支援によるさらなる登用	5
女性教職員の計画的な育成・登用	5
キャリア形成の支援	6
2．家庭と仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）	
(1) 長時間勤務の是正をはじめとする働き方改革	8
教職員の勤務体制及び校務運営等の改善	8
教職員の意識改革	9
多様な働き方の推進	11
(2) 家事、育児、介護や結婚など職員の様々なライフプランに対応した支援	11
育児・介護等にかかる支援制度等の周知	11
職場における育児・介護等への理解促進と応援体制づくり	12
男性の家事・育児・介護へのかかわりの推進	13
育児休業を取得した教職員の職場復帰の支援	14
3．子育て活動支援のための環境整備	
地域活動への貢献	15
その他	16

# 総論

## 1. はじめに

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、仕事と子育ての両立を支援する環境づくり等を目的とした、事業主行動計画の策定が、国や地方公共団体、民間事業主に義務付けられました。

そのため、長崎県教育委員会においても、平成17年3月に「長崎県教育委員会特定事業主行動計画」を策定し、育児休業制度をはじめとした子育てに関する諸制度の周知や活用、職場環境の整備、職員の意識改革の推進等を図るとともに、策定から5年を経過した平成22年4月には、職員の仕事と子育ての両立を図りながら男女ともに力を発揮しやすい職場環境づくりを推進するため、行動計画の見直しを行いました。その後、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性の職業生活における活躍を推進するための事業主行動計画の策定が、新たに義務付けられ、次世代育成支援対策推進法に基づく「長崎県教育委員会特定事業主行動計画」と重複する部分も多いことから、平成28年3月に両者を一本化し、「長崎県教育委員会特定事業主行動計画～女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のために～」を策定し、令和3年3月に一部内容を改訂し、現在に至っております。

このような中、令和6年10月に、次世代育成支援対策推進法、令和7年12月に女性活躍推進法における事業主計画策定指針の一部改正が行われ、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた時間外勤務に関する新たな目標設定の義務化や、男性の育児休暇取得にかかる取組の推進に関する記載の充実などが求められ、現行の特定事業主行動計画の改訂を行うこととなりました。

この行動計画に基づき、女性職員が個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、計画的なキャリア形成や採用・登用を促進するとともに、仕事と家庭生活の両立に向け、長時間勤務の是正をはじめとする職員の働き方改革や職場環境の整備を推進していきます。

## 2 . 計画期間等

### ( 1 ) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間を計画期間とします。

### ( 2 ) 計画の対象

本計画は、長崎県教育委員会事務局等職員及び県立学校教職員（会計年度任用職員・臨時的任用職員を含む）を対象とします。

また、女性活躍推進法において、都道府県教育委員会が任命する県費負担教職員については、都道府県教育委員会において行動計画を策定することとされていることから、女性の職業生活における活躍を推進するための取組については、市町立学校の県費負担教職員（会計年度任用職員・臨時的任用職員を含む）も対象とします。取組の中で県費負担教職員の服務にかかわる事項については、市町教育委員会との連携の下で状況の把握に努め、市町教育委員会に対する働きかけや必要なフォローアップを行っていきます。

### ( 3 ) 計画の実施状況の把握と公表

本行動計画の実施状況を年度ごとに把握し、その結果を踏まえてその後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

また、本行動計画の実施状況について、毎年 1 回、前年度の取組状況と目標に対する実績等をホームページで公表します。

### 3 . 計画の構成

次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法において、それぞれ事業主行動計画の策定が義務付けられましたが、取組内容については重複する部分が多いことから一体の計画として策定しています。

各項目については下記のとおり、各法律の趣旨を踏まえた内容としています。

取 組 項 目	根 拠 法	
	女性活躍 推進法	次世代育成 支援対策法
1 . 女性教職員の活躍推進 女性教職員の採用拡大 女性教職員の計画的育成やキャリア形成支援によるさらなる登用		
2 . 家庭と仕事の両立支援 長時間勤務の是正をはじめとする働き方改革 家事、育児、介護や結婚など教職員の様々なライフプランに対応した支援		
3 . 子育て活動支援のための環境整備		

### 4 . 計画の策定にあたって

本計画の策定にあたっては、教育委員会事務局の担当者などで構成されるワーキンググループを設置するとともに、既存の行動計画の検証や職員アンケートの実施を通じて検討を行いました。

## 具体的な内容

### 1. 女性教職員の活躍推進

#### (1) 女性教職員の採用拡大

県教育委員会において、令和7年度の採用者に占める女性の割合(県費負担教職員を含む)は、教員59.9%、事務職員57.6%であり、国の第5次男女参画基本計画における地方公務員の成果目標(40%)を超えています。

多くの女性が活躍できるよう、その入り口となる女性教職員の採用の拡大に向け、長崎県教職員を志望する女性の拡大につながる採用手法のあり方の検討などを行います。

#### ○採用拡大に向けた試験制度の見直し

採用競争の激化に伴い、優秀な人材を確保することが困難となっている現状を踏まえ、新たな試験枠組みの創設や試験内容の見直し等(例:育児や介護等を理由に退職した教職員が受験しやすい試験)を実施する。

#### ○採用説明会等への女性教職員の派遣

採用説明会等に女性教職員を派遣し、ワーク・ライフ・バランス実現への取組などを説明することで、女性が働きやすい職場、女性が活躍できる職場ということをPRする。

また、同説明会やインターンシップなど、学生と直接対話できる機会を通じて、学生が就職先に何を求めるのかなど、採用に関する意見を聴取し、職場環境の改善や採用手法の検討につなげる。

#### 採用案内への子育て経験者の体験談の掲載など広報面の工夫

採用パンフレットなど採用後の仕事を紹介する際に、子育てを経験した女性教職員の体験談を掲載するなど、女性が働きやすい職場、女性が活躍できる職場であることをPRする。

#### 採用面接における女性の面接官の配置

採用面接において、男女の面接官をバランスよく配置し、男女を問わず受験者が面接に臨みやすい環境づくりに取り組む。

## 合格から採用までのフォローの実施

試験合格から採用までの期間を利用し、合格者を対象とした説明会等を実施することで、採用までのフォローアップを実施する。

## (2) 女性教職員の計画的育成やキャリア形成支援によるさらなる登用

令和7年度の管理的地位にある職員(管理職)に占める女性の割合(県費負担教職員を含む)は、17.6%と、国の第5次男女共同参画基本計画における地方公務員(都道府県本庁課長相当職)の登用目標(16.0%)を超えています。

一方で、全国の公立学校における校長、副校長、教頭に占める女性の割合(令和5年度公立学校教職員の人事行政調査:24.9%)よりも低い状況にあります。

また、教職員アンケートにおいて、管理職への昇任を望まないと回答した女性教職員は60.1%と男性教職員(45.9%)よりも高くなっています。

既に多くの女性の採用が進んでいる県教育委員会においては、全ての女性教職員がどの役職段階においても、その個性と能力を十分に発揮し、活躍することが重要な課題であります。

このため、ミドルリーダーとして多様な職務機会を付与するなど計画的なキャリア形成や効果的な人材育成を推進するとともに、昇任に対する不安を軽減するための方策の検討や研修等を通じたキャリア目標設定の支援等により、意欲向上にも努めながら、女性教職員の計画的な育成と、管理職や将来の管理職を見据えたポストへの積極的な登用を図ります。

## 女性教職員の計画的な育成・登用

### 採用後からの計画的キャリア形成及び積極的な登用

多様な職務経験を重ねることが重要であることを踏まえ、女性教職員が職場においてその力を十分に発揮できるよう、採用後から計画的なキャリア形成に努めるとともに、これからの管理職としての役割を早期に担えるよう、将来の管理職を見据えた職務へ積極的に登用する。

### 幅広い職場への人事配置の一層の推進

女性教職員のより一層の能力活用と多様な分野への積極的な配置を推進するため、教職員個々人の能力、意欲、適性などに応じた人事配置を行う。

## 女性教職員の管理職への登用

将来管理職を担う女性教職員の人材の育成に努めるとともに、管理職に占める女性教職員の割合の目標を設定し、能力を有する女性教職員の管理職への登用を積極的に行う。

## ミドルリーダーとしての女性教職員の育成・登用

女性教職員個々人の能力、意欲、適性などに応じた人事配置を行うとともに、より一層の能力活用を推進するため、学校運営の中核を担う教務主任、研究主任等として積極的に配置していく。

## 女性教職員の管理職への昇任意欲を高めるための方策の検討

管理職員は、女性教職員が意欲的に業務に取り組むことができるよう、多種多様な業務の機会を付与することや、外部との交流など幅広い経験をさせること等により、女性教職員の主体的な働き方を促進するとともに、面談等の機会を通じて、業務状況を適切に把握し、必要に応じたキャリア形成支援につながるフォローを行う。

また、長時間労働の是正やフレックス・テレワーク等の柔軟な働き方の推進、希望降任制度の活用等により、教職員自身が昇任をポジティブに捉えることができるような職場環境づくりに取り組む。

## キャリア形成の支援

### キャリア形成等にかかる研修等の実施

キャリアデザインに関する研修など、性別を問わず教職員自身が生活設計や働き方を見つめなおすことができる研修を実施するとともに、管理職になる直前の女性教職員に対する研修を実施し、教職員のキャリア形成に取り組む。

### 職場等における支援

個人のキャリアパスに応じて成長機会が提供され、家庭と仕事を両立しながらより良いキャリアを形成できるよう、研修や各所属での面談を通じたキャリア目標設定支援を行う。

また、設定したキャリア目標の実現に向けて、効果的な OJT につながるコミュニケーションの充実や相談しやすい環境の整備を図っていく。

### 会計年度任用職員等に対する業務研修等の実施

会計年度任用職員・臨時的任用職員に対し、必要に応じ業務に必要な知識・技術を身につけるための研修等を実施するとともに、業務上必要な各種研修への参加に配慮する。

目標数値：管理職に占める女性の割合	
令和7年度 17.6%	→ 令和12年度 22.5%

## 2. 家庭と仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

### （1）長時間勤務の是正をはじめとする働き方改革

県教育委員会においては超過勤務の実態があり、また、これまで取り組んできた「長崎県教育委員会特定事業主行動計画～女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のために～」において目標としていた年次休暇平均使用日数（15.0日）については達成できたものの、超過勤務が月45時間を超える教職員の割合（0%）については達成できていない状況です。

育児や介護などにより時間的制約のある教職員をはじめ、全ての教職員が十分な能力を発揮できるよう、新たな行財政経営方針と連動し、AI等新たな技術の活用などによる業務の効率化や管理職をはじめとする教職員の意識改革等に努め、長時間勤務の是正や働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、テレワークやフレックスタイムの更なる推進等により、多様で柔軟な働き方を推進します。

#### 業務の効率化等の推進

##### ○「求ム！改善e-アイデア」の実施による働きやすい職場環境づくりの推進

学校現場の意見を取り入れた見直しを進めるため、全ての教職員が働き方や業務改善等に係る意見を県教育委員会へ直接提案できる仕組みを設けることで、より一層の業務負担軽減と働きやすい職場環境づくりに取り組む。

##### ○「教職の魅力化作戦会議」からの提言を踏まえた取組の実施による働き方・働きがい改革の推進

民間企業等有識者からなる「教職の魅力化作戦会議」から出された提言を踏まえ、教師がやりがいを持って授業をはじめとする教育活動に打ち込める環境を整備することで、働き方を見直し、教師自身が教職に対する誇りと働きがいの意欲を持って能力を発揮できる環境の整備を推進する。

#### AI等の新たな技術の活用などによる業務の効率化

業務の効率化と質を高めるためのDX化や、多様な人材の活躍を促す職場環境整備を推進することにより、長時間勤務の是正や多様な働き方の実現など、働きやすい職場環境づくりを行う。

## **校務分掌の整理統合や業務分担の見直し、学校行事の精選**

校務分掌の見直しや再編成を進めるとともに、業務が立て込む時期にある学年や分掌を教職員全体でカバーできるよう、弾力的な人員配置に取り組む。

また、教育活動が円滑に推進できるよう、学校の実態に応じて、学校行事等についても精選を図る。

## **積極的なICT活用による校務の効率化**

校務系及び学習系のネットワークの統合化を図ることにより、業務の効率化を進めるため、次世代型統合型校務支援システムの市町への導入を推進する。

また、ICT機器を円滑に活用できるよう、教職員への研修を含め様々な支援を行う。

## **長時間勤務の是正や効率的な業務遂行に向けた管理職員の意識醸成**

管理職に対し、所属職員に時間外勤務を実施させる場合は、事前にその必要性を吟味のうえ事前命令を原則とすることや、時間外勤務縮減を図るため、業務の見直しやICTを活用した事務の効率化、業務の進捗管理やタイムマネジメントの徹底を図る。

また、所属内の時間外勤務の偏在是正を図るため、年度途中であっても事務分掌の見直しを柔軟に行うことを推奨するなど、効率的な業務遂行に向けた、管理職の意識醸成を図る。

## **効率的な業務運営に関する実施状況の検証**

管理職が行う、所属教職員の時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けた取組については、適正な人事評価を行う。

## **教職員の意識改革**

### **働き方に関する意識改革と職場の雰囲気づくり**

育児や介護を担うなど時間的制約のある教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、プランニングシート等を通じて教職員の状況を把握し、多様な働き方を応援する職場の雰囲気づくりに取り組む。

特に、育児休業については男女を問わず、教職員が取得を希望する時期において、当たり前を取得できる職場環境づくりを進める。

## 休暇や各種制度を取得しやすい環境づくり

日頃から所属内で朝礼やミーティングを実施するなどして、業務の進捗状況や情報の共有化を行い、「お互いにカバーし合う」ことで教職員が安心して年次休暇や特別休暇を取得できるような職場の雰囲気づくりに努める。

また、管理職員自らが率先して休暇を取得することに加え、育児や介護等の意義や、これらに関連する休暇制度への理解を深め、教職員が気兼ねなく休暇を取得できるよう制度の周知や助言の実施等に努める。

## 働き方改革集中期間の設定

教職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、全庁一斉退庁日( )の設定や、夏季期間における働き方改革集中期間の設定などの取組を継続し、定時退庁に向けた勤務時間の認識の徹底や、業務の計画的・効率的な実施を促す。

また、管理職は日頃から業務の効率的な実施に努め、全庁一斉退庁日( )においては、個々の教職員に声かけを行い、所属教職員全員が定時退庁できるよう努める。

( ) 「ノー残業デー」 毎週水曜日 給与支給日及び期末勤勉手当支給日

## 育児中の教職員を応援する「育児の日」の設定

育児を行う教職員を応援するため、毎月 19 日を「育児の日」として指定し、育児中の教職員は休暇取得や定時退庁(校)の実施を推奨する。

## 学校の実情に合わせた取組の徹底

学校の実情に合わせて定時退校日、学校閉庁日、部活動休養日を設定し徹底を図る。また、個人の希望による定時退校日設定等も実施していく。

長期休業期間中にまとまった学校閉庁期間を 6 日以上設定する。また、学校閉庁期間の部活動(大会等を含む)を原則禁止とする。

## 多様な働き方の推進

### 多様で柔軟な働き方の推進

教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するために、フレックスタイム制やテレワーク（在宅勤務）など、多様で柔軟な働き方を推進していく。

数 値	年次休暇取得日数（県立学校・教育庁）	
	令和6年度 17.1日	➡ 令和12年度 15日
目 標	超過勤務が月45時間を超える教職員の割合(県立学校)	
	令和6年度 13.9%	➡ 令和12年度 0%

### (2) 家事、育児、介護や結婚など職員の様々なライフプランに対応した支援

県教育委員会（県費負担教職員を含む）においては、令和6年度の男性の育児休業取得率は28.7%と目標値に達していない状況にあります。

教職員それぞれの家族構成は様々であり、教職員の仕事と生活の両立が取れた働き方ができるように取り組むことが重要であることから、管理職をはじめ教職員の子育てや介護に対する理解を深め、休暇等を取得しやすいような職場の雰囲気づくりに取り組むとともに、男性教職員の育児休業や各種休暇の取得の働きかけや、結婚を望む教職員への支援等により、教職員が安心して活躍できる職場環境を作ります。

### 育児・介護等にかかる支援制度等の周知

#### 各種休業、休暇及び各種制度の周知

育児や介護、不妊治療などを行う教職員が、希望する時期に休暇を取得できるよう、各種制度の周知等の発信を行う。

育 児 子育て支援ハンドブックやホームページ等において、各種制度内容の掲載、育児休業取得体験談の掲載などを行う。

介 護 40歳に達する教職員に対する両立支援制度の周知を行う。

その他 管理職を対象とした研修等において周知を行う。

## **結婚を希望する教職員の支援**

結婚を希望する教職員を支援するため、結婚支援事業等の情報をポータルサイト等で発信する。

また、様々な出会いにつながるよう、地域のイベントや各種研修、セミナー、交流会等に教職員が参加しやすい職場環境づくりに取り組む。

## **職場における育児・介護等への理解促進と応援体制づくり**

### **妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメントの防止**

研修や会議の機会等を捉えて各種ハラスメント防止についての意識啓発を図るとともに、相談体制を整備する。

### **休暇や各種制度を取得しやすい環境づくり（再掲）**

日頃から所属内で朝礼やミーティングを実施するなどして、業務の進捗状況や情報の共有化を行い、「お互いにカバーし合う」ことで教職員が安心して年次休暇や特別休暇を取得できるような職場の雰囲気づくりに努める。

また、管理職員自らが率先して休暇を取得することに加え、育児や介護等の意義や、これらに関連する休暇制度への理解を深め、教職員が気兼ねなく休暇を取得できるような助言の実施等に努める。

### **業務の見直しや代替職員の確保等による業務体制づくり**

各所属において、妊産婦や育児・介護中の教職員について、時間外勤務、業務の軽減などに配慮するとともに、業務の見直しや事務分掌の見直しなどを行い、業務体制を整備する。

また、教職員が安心して休暇等を取得できるよう、必要に応じ、臨時的任用職員等代替職員の確保に努めるなど、人的措置を行う。

### **組織上の連携・協力を資する取組に対する人事評価への反映**

育児等で休暇を取得する教職員の応援体制を整備する中で、積極的に他教職員の業務のサポート等を行った教職員に対しては、人事評価において適切に評価を行う。

## **仕事と女性の健康課題の両立支援**

研修等の機会を通じて、働く女性の健康課題に関する事項の周知や相談窓口の設置等を行い、安心して業務を実施できる環境整備に努める。

## **意向調査等による家族状況の把握及び人事上の配慮の実施**

子どもの養育や介護の状況に関連し、転居を伴う異動や配置箇所等に関する希望については、意向調査票などを通じて、適切に把握するとともに、配慮を求める記載や所属からの意見等があった場合は、状況に応じた人事上の配慮に努める。

## **家族構成等に配慮した公舎の入居決定**

職員公舎の入居については、現在も家族構成、現住居の狭隘度等を検討し決定しているが、今後とも、家族構成等子育てを支援する側面にも配慮しながら入居決定を行う。

## **男性の家事・育児・介護へのかかわりの推進**

### **子育てを控えた男性教職員への育児等にかかる休暇制度等の周知・働きかけ**

管理職は、配偶者が出産予定の男性教職員の把握に努める。該当者に対しては、面談等を通じ、育児プランニングシートの作成等により、出産補助休暇や育児参加のための各種休暇及び育児休業等の取得を積極的に働きかけるとともに、希望する時期に休暇を取得できるよう、所属内の必要な業務調整等を行う。

また、子育て支援ハンドブック等により、各種制度の周知等の発信を行う。

なお、子どもが生まれた全ての男性教職員が、2週間以上の育児休業を取得できる環境整備を目指す。

### **育児等に関する男性教職員への啓発**

男性の家事・子育て促進に関する啓発コンテンツ等を活用し、子育てへの参画の重要性や子育てにおける父親の役割など、共育てに関する意識付けを行う。

また、子育て支援ハンドブックやホームページなどを活用し、子育て経験者の体験談について、教職員に対し積極的に発信する。

## **休暇や各種制度を取得しやすい環境づくり（再掲）**

日頃から所属内で朝礼やミーティングを実施するなどして、業務の進捗状況や情報の共有化を行い、「お互いにカバーし合う」ことで教職員が安心して年次休暇や特別休暇を取得できるような職場の雰囲気づくりに努める。

また、管理職員自らが率先して休暇を取得することに加え、育児や介護等の意義や、これらに関連する休暇制度への理解を深め、教職員が気兼ねなく休暇を取得できるような助言の実施等に努める。

## **育児休業を取得した教職員の職場復帰の支援**

### **育児休業中の教職員への職場復帰に向けた支援**

育児休業中の教職員に対しては、定期的な面談等の実施や、本人の希望に応じてパソコンの持ち出し許可を行うなど、円滑な職場復帰に向けた支援を行う。

また、希望する時期に休暇を取得できるよう、子育て支援ハンドブック等により、各種制度の周知等の発信を行う。

### **育児休業後の円滑な職場復帰のための研修等の実施**

円滑な職場復帰のための研修のあり方を検討するほか、育児休業中であっても教職員の希望に応じて、職務に関連する研修やキャリアアップのための研修を受講することができるようe - ラーニング等を活用した研修を検討する。

## **復職直後の業務量の軽減など職場における配慮**

復職直後の教職員の業務軽減や、休業中に改正された制度内容等について適切に引き継ぎを行うなど、各所属において復職直後の教職員への負担軽減に配慮する。

また、復帰直後から育児期における本人のキャリアプランに関する意向の確認と上司からの助言を目的とした面談を行う。

あわせて、時間外勤務、業務の軽減などに配慮するとともに、業務の見直しや事務分掌の見直しなどを行い、業務体制を整備する。

数 値 目 標	男性の育児休業取得率			
	令和6年度	28.7%	➡	令和12年度 85%
	男性教職員の出産補助休暇（3日間） 育児参加のための休暇（5日間）の合計5日以上の休暇取得率			
	令和6年度	36.4%	➡	令和12年度 100%

### 3. 子育て活動支援のための環境整備

次世代育成支援対策は、社会全体で協力して取り組むべき課題との認識の下、各機関に勤務する教職員は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援活動への積極的な参加が期待されていることや、各機関にも、子育てしやすい環境づくりに向け一定の役割が期待されていることを踏まえ、ボランティア活動への参加促進や地域活動への施設の提供、教職員への交通安全意識の啓発など、地域の子育て活動の支援等に取り組みます。

#### 地域活動への貢献

##### ○子ども・子育て等のボランティア活動に関する情報提供

NPO・ボランティア活動への教職員の参加を支援するために、ポータルサイト等を通してボランティア活動に関する情報提供を行う。

##### 地域活動に参加しやすい職場の雰囲気づくり

教職員に対し、ポータルサイト等において「ながさき結婚・子育て応援宣言」の取組について周知するなど、結婚、妊娠・出産、子育てを応援する意識の向上を図る。

また、各所属において、スポーツや文化活動など、子育て活動に役立つ知識や特技を持つ教職員や、地域の子育て活動に意欲のある教職員等が、地域活動に参加しやすい職場の雰囲気作りを行う。

### **子どもが参加する地域行事等への庁舎内施設や敷地の提供**

子どもが参加する地域の行事・活動については、管理上支障のない範囲において庁舎内施設やその敷地を提供する。

### **子育て情報の活用にかかる教職員への普及啓発**

「家庭の日（第3日曜）」等のココロねっこ運動の取組や、子育て応援「ココロネット・アプリ」の活用について周知を図り、教職員に対し子育て情報を積極的に発信していく。

### **その他**

### **各種行事等への親子参加の促進**

授業参観や学校行事等に、就学前の子どもを連れた保護者等が訪れやすいよう環境に配慮する。

また、各所属で実施するレクリエーション活動においては、親子参加を積極的に受け入れる。